

第 19 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 19 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	7	番	青	木	義	春
	8	番	山	田		浩

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農用地等のあわせん結果について
- 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂 田 隆 樹
農地係主査 森 川 真由美

議長 これより、第 19 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 10 名でございます。青木委員、山田委員におかれましては、欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。9 番 背尾 委員、
10 番 立川 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 19 回南幌町農業委員会総会は、
11 月 28 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 19 回南幌町農業委員会総会
は、11 月 28 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 10 月 30 日、第 18 回農業委員会総会を開催した。
11 月 7 日、農業委員道内視察研修を実施し、委員
9 名が出席した。
11 月 14 日、あっせん委員会を開催し、関係委員出
席した。
11 月 22 日、表彰審議会に、会長及び会長職務代理
者が出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい

ますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和6年11月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、6件でございます。いずれも再認定となります。

認定番号6の11の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。認定年月日は令和6年11月14日、有効期限は令和11年11月13日までとなっております。

認定番号6の11の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。認定年月日は令和6年11月22日、有効期限は令和11年11月21日までとなっております。

認定番号6の11の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。認定年月日は令和6年11月22日、有効期限は令和11年11月21日までとなっております。

認定番号6の11の4、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。認定年月日は令和6年11月22日、有効期限は令和11年11月21日までとなっております。

認定番号6の11の5、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。認定年月日は令和6年11月22日、有効期限は令和11年11月21日までとなっております。

認定番号6の11の6、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。認定年月日は令和6年11月22日、有効期限は令和11年11月21日までとなっております。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**140経営体**のうち
法人が16法人となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年11月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で13,824㎡他計6筆ございまして、99,238㎡となります。届出をした日は、令和6年11月〇〇日。取得した事由は、所有者(〇〇 〇〇)の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。

議案第1号につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、野呂田委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、野呂田委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第18回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願ひ、意見を求める。

令和6年11月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、2件でございます。初めに1件目について説明いたします。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,807㎡になります。あっせん年月日は、令和6年11月〇〇日。結果につきましては、成立です。

価格については、畑10aあたり〇〇〇,〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇〇です。あっせん委員につきましては、1番 武良委員、5番 久保委員、

9番 背尾委員となり、以上の結果となっております。
説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果の1件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております野呂田委員が席に着くまでのする間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、野呂田委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、2件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。
あっせんの申出地は空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で6,655㎡になります。あっせん年月日は、令和6年11月〇〇日。結果につきましては、成立です。

価格については、畑 10a あたり〇〇〇, 〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇です。
あっせん委員につきましては、1番 武良委員、5番 久保委員、9番 背尾委員となり、以上の結果となっております。
説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。あっせん結果の2件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出について。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に

基づき、意見書の提出が求められたので、審議願い意見を求める。
令和6年11月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。

変更の内容といたしまして、南幌町農業振興地域整備計画の第6「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の変更及び農地転用の申し出による農用地区域からの除外をするものです。変更箇所及び面積につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で201㎡。所有者は、〇〇 〇〇〇。変更理由は農家住宅の建築のためとなっています。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がありませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出については、審議した結果、除外は適当であることを認める意見書を提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は「除外は適当である」ことを認める意見書を提出することに決しました。

議長 **日程第8** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可

否の決定を求める。

令和6年11月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、札幌市〇〇区〇〇〇条〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,531㎡となります。申請理由は、譲渡人は、農地を処分することにした。譲受人は、申請地を取得し経営の拡大を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています資料1 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、野呂田委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

6 番 議長 6 番

議長 6 番 野呂田 委員

6 番 この件につきまして、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

議長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

所有権移転の整理番号6の11の1については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により野呂田委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、野呂田委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和6年11月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が3件、利用権の設定が2件でございます。初めに所有権移転の6の11の1を説明します。

所有権移転 整理番号6の11の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 807㎡となります。

価格につきましては、〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定、所有権移転の整理番号6の11の1については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております野呂田委員が席に着くまでの間、暫時休憩と

いたします。

(暫時休憩し、野呂田委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 続きますして、所有権移転 整理番号6の11の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で6, 655㎡となります。価格につきましては、〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号6の11の3の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21, 050㎡他計3筆ございまして、21, 854㎡となります。価格につきましては、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

続きますして、利用権の設定 整理番号6の11の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で34, 982㎡他計2筆ございまして、80, 146㎡となります。利用権の期間は、令和〇年11月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の11の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5, 005㎡他計4筆ございまして、87, 329㎡となります。利用権の期間は、令和〇年11月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。所有権移転 整理番号6の11の2から整理番号6の11の3、並びに利用権の設定については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第19回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第19回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時25分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

9 番

10 番